

○本庄市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

平成30年2月23日

教育委員会告示第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本庄市立図書館及び児玉分館（以下「図書館」という。）が事業者等の社会貢献として雑誌の寄贈を受け、当該雑誌に当該事業者等の名称等を表示したカバーを付す制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(寄贈雑誌)

第2条 図書館の館長（以下「館長」という。）は、あらかじめ事業者の名称等を表示しようとする雑誌（以下「寄贈雑誌」という。）のリスト（以下「雑誌リスト」という。）を作成し、表示しようとする雑誌スポンサーの名称、事業に関するメッセージ等（以下「スポンサー名等」という。）を掲載する事業者等（以下「スポンサー」という。）の募集に際して公表するものとする。

2 館長は、寄贈雑誌のスポンサーを決定したときは、雑誌リストにその旨を表示するものとする。

(スポンサー名等の位置、規格等)

第3条 寄贈雑誌に掲載するスポンサー名等の位置及び規格は、次のとおりとする。

(1) 表面 原則として表紙の中央部分の雑誌タイトル等に支障のない位置に7cm×15cm以内で図書館が作成する白地に黒のスポンサーの名称

(2) 裏面 裏表紙の全面にカバーに収まるサイズ未満でスポンサーが作成するモノクロ又はカラーのスポンサー名等

2 前項第2号のスポンサー名等は、図書館と協議のうえ、スポンサー名等を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）内に4回まで変更することができる。

3 図書館は、寄贈雑誌の最新号にスポンサー名等を掲載したカバーを付して、館長が定める棚の位置に配架しなければならない。

(掲載期間)

第4条 掲載期間は、原則としてスポンサーを決定した日の属する月の翌月の初

日から当該日の属する年度の末日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、掲載期間の終了する2か月前までに館長又はスポンサーのいずれからも期間を更新しない意思表示がない場合は、自動的に掲載期間を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(スポンサーの資格)

第5条 スポンサーは、次の各号のいずれにも該当しない法人その他の団体又は事業を営む個人とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 本庄市物品等の契約に係る指名停止等の措置要綱(平成21年本庄市告示第43号)の規定による指名停止を受けている者
- (3) 市税を滞納している者
- (4) 前各号に定めるもののほか、館長がスポンサーとして適当でないと認める者

(スポンサー名等の内容)

第6条 スポンサー名等の内容は、次の各号のいずれかに該当するものは対象としない。

- (1) 本庄市有料広告事業取扱要綱(平成19年本庄市告示第40号)第4条に規定するもの
- (2) 当該内容について図書館が推奨している等、市民の誤解を招くもの
- (3) 図書館の信用若しくは品位を害し、又は業務遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、スポンサー名等として適当でないと館長が認めるもの

- 2 スポンサー名等の内容には、スポンサーの名称、所在地及び連絡先を明示するものとする。

(申込み)

第7条 スポンサーは、雑誌スポンサー申込書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して館長に提出しなければならない。

- (1) 掲載をしようとする第3条第1項第2号のスポンサー名等の原稿
- (2) スポンサーの事業の内容が分かるもの
- (3) その他館長が必要と認める書類

2 館長は、前項の申込書の提出を受けたときは、速やかにスポンサーの可否を決定し、雑誌スポンサー可否決定通知書（様式第2号）によりスポンサーに通知するものとする。

3 同一の雑誌について、複数の申込みがあった場合は、申込順で決定するものとする。ただし、郵送等により同着の場合は抽選による。

（雑誌の寄贈方法等）

第8条 スポンサーは、掲載期間に係る寄贈雑誌の購入代金を雑誌納入業者へ直接支払い、雑誌納入業者が図書館に納入することをもって、雑誌を寄贈するものとする。

2 寄贈雑誌の所有権は、市に帰属するものとする。

3 スポンサーは、寄贈雑誌が廃刊又は休刊したときは、図書館と協議の上、雑誌リストにある別の雑誌に振替えることができる。

（スポンサー名等掲載の責務）

第9条 スポンサーは、掲載したスポンサー名等の内容に関する一切の責任を負う。

（スポンサー名等掲載の中止の届出）

第10条 スポンサーは、スポンサー名等の掲載を中止しようとするときは、2か月前までに雑誌スポンサー中止届（様式第3号）により館長に届け出なければならない。

（スポンサー名等掲載の取り消し等）

第11条 館長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、掲載期間中であっても、スポンサー名等の掲載を取り消し又は中止することができる。

- (1) スポンサーが市の信用を失墜し、業務を妨害又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (2) スポンサーが社会的信用を著しく損なうような行為をしたとき。
- (3) スポンサーの申込みにあたって、虚偽の内容があったとき。

(4) スポンサーの倒産、破産、廃業等により、スポンサー名等を掲載する必要がなくなったとき。

(5) 前条の規定による中止の届出があったとき。

2 館長は、前項各号に掲げる理由により掲載の取消し又は中止をした場合は、雑誌スポンサー終了・中止決定通知書（様式第4号）によりスポンサーに通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。

（あて先）本庄市立図書館長

住所又は所在地

申込者 商号又は名称

代表者氏名

雑誌スポンサー制度申込書

本庄市立図書館雑誌スポンサー制度募集要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり申込みます。なお、申込みに当たり本庄市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第5条第3項の規定により本庄市の市税の納付状況を市が確認することに同意します。また、以下の事項を誓約します。

- （1） この申込書及び添付書類については、事実と相違ありません。
- （2） 本庄市立図書館関係法規集を遵守します。

記

1 スポンサー名等の掲載を希望する雑誌名

希望順位	配置希望館	雑誌名
1		
2		
3		
4		
5		

2 担当者連絡先

部署名	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

3 添付書類

- ・ スポンサー名等の原稿
- ・ 申込者の事業内容が分かるもの

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

（あて先）本庄市立図書館長

住所又は所在地
申込者 商号又は名称
代表者氏名

雑誌スポンサー中止届出書

本庄市立図書館雑誌スポンサー制度募集要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり雑誌スポンサーを中止したいので届け出ます。

記

1. 対象雑誌 「 」
2. 中止時期 年 月 日発行分まで
3. 配置館名 「 」

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

本庄市立図書館雑誌スポンサー終了・中止決定通知書

様

本庄市立図書館長



雑誌スポンサーを下記の理由により終了・中止決定したので通知します。

記

1. 終了・中止理由

2. 対象雑誌 「
終了・中止時期 年 月 日まで
配置館名 「